

平成15年10月24日

平成15年(ネオ)第688号 請求上告事件

上告人兼申立人

東京都八王子市

TEL 0426-

FAX 0426-

被上告人兼相手方

〒162- 東京都新宿区

深見友紀子

上告理由書

最高裁判所 御中

頭書事件につき、申立人は下記のとおり上告の理由を提出する

1：高裁判決は、憲法第24条〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕に違背する

憲法第24条1項に

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

とある。この条文は、婚姻が両性の合意のみに基づく契約関係であることを要求している。このように、婚姻は男女の合意のみに基づき成立するのであるから、当事者以外の第三者の同意を有効要件とすることは、「憲法上の例外的家族」以外については禁止されるものである。一方で、この婚姻は婚姻届けの提出を法律上の有効要件とすることが（民法739条及び戸籍法74条）で規定されているが、これは、夫婦関係に法的効果を認める制度を維持する以上、合理的な想定と解せられている。

そこで、本事件であるが、上告人と被上告人の婚姻に対し、被上告人深見友紀子が上告人と関係があったことを理由とした精神的損害による慰謝料請求に対し、これを認めるのであれば、当事者以外の第三者の同意を必要とすることを認めることになる。

一方で、上告人と被上告人友紀子の16年間の断続的な関係は、契約関係

である婚姻関係はもとより、昭和33年4月1日に最高裁判所が判決によって保護の姿勢を示した「婚姻に準ずる関係」とも別な関係であったことはすでに明らかであり、かつ、二人が婚姻届及びその直後の離婚届の提出をもって、法的保護を求めた時期が二度もあったことなどに照らし合わせると、この期間以外は、婚姻という法に拘束されない自由な身でありたいといった意思による、自由な関係であったと理解される。したがって、こうした関係に於いて、一方がその関係を解消して、別の異性と結婚したことに対する慰謝料の請求を正当とみなすのなら、今後は男女間における自由な恋愛は一切できなくなるのみならず、婚姻についてもいちいち当人と関係を持つ異性の了解を取り付けなければ立ち行かなくなると解釈せざるを得ない。そのような社会状況を作り出すであろう。したがって、高裁控訴審判決は、憲法に規定する婚姻が第三者の同意を有効要件とせず、両性の合意のみに基づくものである、としたことにいちじるしく違背し、第三者の同意が必要であることを示唆する内容の判決であり、とうてい受け入れられるものではない。明らかに憲法第24条に違背する。

2：高裁判決は、憲法98条〔最高法規、条約及び国際法規の遵守〕に違背する

我が国は、国際連合憲章ならびに世界人権宣言に留意し定められた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の締結国（昭和60年7月25日発効）である。そうして、この条約の第5条には、締約国は次の目的のためにすべての適切な措置をとる、とあり、

（a）両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

とある。高裁控訴審判決は上告人■が指摘するまでもなく、男女間でトラブルが発生した時に、慰謝料を払うのは常に男性側であるという、日本国社会の男女の社会的文化的な慣行をなぞった判決である。上告人■は、裁判の中で、仮に上告人■と被告友人友紀子の男女の性が逆であったのなら、判決はどうだろうか、との疑問を投げかけてきた。また、上告人■の責のみが、一方的かつ強制的に問われる本裁判は、男女間における不誠実な原因はすべて男性側にあるという社会通念を利用した、狡猾な裁判であると主張してきた。高裁判決が、この点に関して言及せず、全く検証すら行っていないことに対し、憤りと大いなる失望を覚えざるを得ないものである。

あらためて上告人■は最高裁判所に対し、同様の問いかけを行いたい。

「本件において、男女の性が逆転していたのなら、どうですか。」と。「数々の横暴と脅迫的行為を受けながら、二人の子どもをかかえて自らの幸福を求めて結婚をおこなった〈女性〉に対し、〈男性〉側からの法外な慰謝料請求を認めますか。しかも二人は意図的に法的保護の対象外であったのですよ」と。

さらに、最高裁判所に対しては、次のようにも問いかけたい。

「本事件が米国で裁かれたらどうですか。仏国で裁かれたらどうですか。」と。このような問いを発してみると、高裁控訴審判決は、男女が平等であり、同等

に自己責任を有しているといった人類不変の明確な真理に反し、いたずらにこれまでの慣習に従った不当な判決であることがよく理解できるであろう。西欧諸外国の法制は、このような慰謝料請求権を現在では認めていない。とりわけ男女間の私的な事柄においては法の介入はできるだけ抑えて、個人の人格や決定権を尊重し、多様な価値観の流動する時代に対応していこうといった流れにある。したがって、高裁控訴審判決は、こうした国際的な法判断の基準に逆行し、ひたすらこれまでの国内慣習をなぞった不当な判断がなされて、男女間における社会的な慣行として定型化している不平等をなんら修正するものではないみなされる。一方でまた、同条約第5条ではさらに、

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

と、子の利益を最初に考慮しなければならないことをうたっている。しかるに高裁控訴審判決は、本事件における二人の子供の唯一の親権者であり、出産時から今日に至るまで扶養を行ってきている上告人■に対する慰謝料の請求が、子の利益をいちじるしく損なうことになる事を全く視界に入れていない。上告人の資産は被上告人が何の根拠もなく一億円と述べる、そのようなものでは到底なく、

■の土地家屋の実資産は、デフレ現象により12年間にわたって続く全国的な不動産価格の下落にともなう資産価値の低下によって、八王子市内における、築10年の建坪■では、三千万円台をかるうじて確保できるかどうか、といった程度の評価でしかなく、対して、上告人の平成15年9月末日現在の本人負債は、二千三百万円もの残債が残っているといった状況にある。本人名義は二分の一で、それが処分の障害になるということも加え、とうてい資産を処分できる状況にあるとは言えず、加えて、上告人■が勤務する会社は、

■賞与は支払われないばかりか、この8月末付で800名という大量の人員削減を行ってきた。かかる上告人■を取り巻く経済状況によって、上告人は本事件の弁護を弁護士事務所に相談、依頼することもできないばかりか、年間二十万円の預金をするのにも四苦八苦といった状態におかれている。かかる上告人の年間預金額の5倍にも相当する慰謝料判決を認めてしまえば、現在中学2年の長女■、及び、小学5年の長男■の二人の高校進学希望さえ断念させざるを得ないといった結果をみるのは明らかである。不当な判決による不当な慰謝料の請求により、被害を一番にこうむるのは子である。高裁はこの点についてどう理解しているのか。二人の子供を扶養し、教育するのは、上告人■であり、その妻■である。

よって、原判決は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に逆行し、憲法第98条の2項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」ことに違背する憲法違背の判決であると言わざるを得ない。

日本国憲法が「――われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めた

いと思ふ。」と、前文に誓い、その国際主義の理念によって第98条で保証し、締約した国際条約の、その締約国にあるまじき高裁控訴審判決は、厳しく糾弾されなければならない。原判決は憲法精神に違背し、あきらかに第98条の規程に違背する判決であり、不当である。

以上の理由をもって、原審である高裁判決の日本国憲法違背は明らかであり、上告人■は、最高裁判所に対し、原審判決を破棄し、第一審の判決である被上告人深見友紀子による損害賠償請求の棄却を正しいものとして、加え、被上告人深見友紀子の上告人■に対するその余の請求を棄却する旨の、法精神に基づいた正しき判断を強く求めるものである。

以上